

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

大和市長 大木 哲

## 大和市条例第21号

大和市事務分掌条例の一部を改正する条例

大和市事務分掌条例（昭和42年大和市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を次のように改める。

(5) 環境施設農政部

第1条第9号を次のように改める。

(9) 街づくり施設部

第1条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第2条第5号アからエまで以外の部分を次のように改める。

環境施設農政部

第2条第5号に次のように加える。

オ 河川に関する事項

カ 下水に関する事項

第2条第9号アからカまで以外の部分を次のように改める。

街づくり施設部

第2条第9号に次のように加える。

キ 道路に関する事項

ク 交通安全対策に関する事項

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「環境農政部」を「環境施設農政部」に、「都市施設部」を「街づく

り施設部」に改める。